

しはらいみさいきゅうふ  
**支払未済給付の請求について**

1 支払未済給付を請求できる方

遺族共済年金の支給を受けていた方が死亡したときに、その方が支給を受けなかった給付（「支払未済給付（しはらいみさいきゅうふ）」といいます。）があるときは、死亡した方と生計を同じくしていた方のうち、死亡した方と三親等以内の親族の方（※）にお支払いしますのでご請求下さい。

※①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹、⑥甥・姪、⑦子の配偶者などが該当します（複数いる場合は、番号の小さい方）。

2 支払未済給付の請求に必要な書類

支払未済給付を請求する方は、次のアからエまでの書類を共済組合に提出してください。

**ア 支払未済給付決定請求書**

請求書表面と裏面の「生計同一に関する申立書」の該当箇所を記入・捺印してください。

**イ 請求者の通帳のコピー**

口座番号、口座名義人カナ、銀行支店を確認することができるページのコピーを提出してください。

**ウ 請求者の戸籍抄本等**

請求者の戸籍抄本を提出してください。

ただし、請求者が死亡した方の子以外の場合は、請求者の戸籍抄本の他に死亡している方と請求者の続柄を確認することができる死亡した方の除籍謄本などを提出してください。

**エ その他必要な書類**

死亡した方と支払未済給付を請求される方の住民票の住所について、次の（１）～（３）のうち、該当する書類を提出してください。

(1) 死亡した方と住民票上同一世帯（世帯主が同じ）の方

- ① 死亡した方の死亡診断書のコピー（ない場合は死亡した方の除籍謄本または住民票除票など）
  - ② 個人番号届出書
  - ③ 個人番号届出書に貼付する書類（次のいずれか一つ）
    - ・マイナンバーカードの裏表のコピー
    - ・通知カードのコピーと運転免許証（または健康保険証など）のコピー
- または

- ① 死亡した方の住民票除票
- ② 請求者の世帯全員の住民票

(2) 死亡した方と住民票上の住所は同じで世帯は別の方

- ① 死亡した方の住民票除票
- ② 請求者の世帯全員の住民票

(3) 死亡した方と住民票上の住所が別の方

- ① 死亡した方の死亡診断書のコピー（ない場合は死亡した方の除籍謄本または住民票除票など）
- ② 日本年金機構へ提出した「生計同一関係に関する申立書」のコピー（※1）
- ③ 日本年金機構から送付された「未支給年金振込通知書」のコピー（※2）

※1 「生計同一関係に関する申立書」のコピーをお持ちではない方は、請求書裏面の生計同一に関する申立書の4に必要な事項を記入し、三親等内の親族以外の方の署名を受けてください。

※2 未支給年金振込通知書は、年金事務所で手続後2～3か月で日本年金機構から郵送されます。なお、請求者が死亡した方の子で、ご近所にお住まいであった方は提出を省略できる場合がありますので、日本鉄道共済組合にご相談ください。

しはらいみさいきゅうふ  
【支払未済給付の請求に必要な書類】

次の書類を次の順序で封入して提出してください。

ア. 支払未済給付決定請求書

※ 請求書裏面の「生計同一に関する申立書」の該当箇所も記入してください。

イ. 請求者の通帳のコピー

ウ. 請求者の戸籍抄本等（裏面参照）

エ. その他必要な書類（裏面参照）

（注）上記の書類のうち、「コピー」と表示されている書類以外の書類は原本を提出してください。

当共済組合に請求書等を提出されてから支払未済金が支払われるまで、概ね2ヶ月程度かかります。  
なお、書類に不備・不足等がある場合、不備書類等が揃った時点から同様の期間が必要となります。

〒231-8315

横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

日本鉄道共済組合 年金係 あて

TEL 045-222-9512

（注）電話でのお問い合わせの場合には、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の

9:40~12:00、13:10~17:00の間にお願います。

サービス向上のため、通話内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。

ホームページアドレス：<http://www.jrkyosai.or.jp>